

生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について (生鮮食品の原産地表示(その3))

報告書骨子案

1. 生鮮食品の原産地表示の現状

(1) 原産地表示の基本的考え方(一般ルール)

2. 生鮮食品の原産地表示に関する問題点と今後の方向

(1) 外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例(いわゆる3ヶ月ルール)の対応方向

(2) 地名を冠した銘柄牛の表示の対応方向

(3) その他

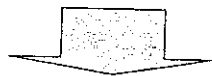
2. 生鮮食品の原産地表示に関する問題点と今後の方向

(1) 外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例の対応方向

「牛を生体輸入し、3ヶ月(豚では2ヶ月、牛・豚以外では1ヶ月)を超えて国内で飼養した場合、国産扱い。」(いわゆる3ヶ月ルール)について基本ルールと整合性を図る必要があるか。

(前回の議論)

- ・消費者とすれば、「一番長く飼われていたところ」を表示することが自然、かつ、わかりやすい。
- ・「3ヶ月ルール」を今後とも続けていく合理的な理由は見つけにくい。
- ・表示のルールはわかりやすいこと、誤認を与えないことが重要。



(今後の方向)

「3ヶ月ルール」を廃止し、JAS法の基本ルール(主たる飼養地を原産地として表示)に整合を図ることとする。

【対応方向のイメージ】

○銘柄に地名が冠された銘柄牛(豚、鶏)については...

注) この資料中、「○○」は、C県と関連する都道府県名、市町村名、旧国名等の地名を示す。

(現行)

畜産物の場合、JAS法に基づく原産地表示は、「国産」である旨を表示

(表示例)

○○牛(国産)

銘柄に冠された地名(「○○」)が、JAS法上の原産地(主たる飼養地)であると認識される。

(対応方向)

